慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件（九）
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (9)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.5 (1972. 5) ,p.45- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720515-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件（九）

手塚　豊

一　はしがき
二　各不敬罪事件
○森田馬太郎事件　○坂崎斌事件　○大庭成章事件…以上第四四巻七号
○下山田正道事件　○横田永次事件　○前島専平事件　以上第四四巻八号
○後藤秀一事件　○河上伯義事件　○伊藤金次郎事件　○大槻貞二事件…以上第四四巻九号
○門田平三事件　以上第四四号十号
○山田島吉事件…以上第四四巻十一号
○田中才次郎事件　○門野又蔵事件　以上第四四巻十二号
○鶴見由次郎、後藤勉事件　○稲倉儀三郎事件　以上第四五巻一号
○有田真平、寺田俊吾、志賀広吉事件　○小松渉事件　以上前号
○岡野知荘事件　○熊谷成三事件　○古林繁越事件…以上本号

○岡野知荘事件

明治十五年八月七日、福島県における自由民権運動の闘士岡野知荘が、福島尾上座の演説会で「天下恐ルヘキハ我カ」と題して行った演説の内容が、不敬罪に問われた事件である。

この事件については、すでに高橋哲夫氏がいくたびかかなり詳しく紹介されている。[1] しかし、事件の法律的側面すなわち裁判の進行状況については、十分に解明、考察されていないのは、寔に惜しまれる。

岡野知荘は、万延元年九月二十一日、三春藩士岡野知命の長男として出生した。[2] 明治十三年頃の官庁文書「三春士族の景況」によると、「民権党」の同志として、河野広中ら十二名の内に、彼の名がみえているから、[3] その頃まだ成年に達しない岡野ではあるが、すでに民権運動に加入していたものと思われる。

明治十五年四月、板垣退助の岐阜遭難事件おこるや、自由党福島部は岡野を特派委員として岐阜へ派遣した。[4] 帰途、彼は東京において同志に告げる檄文を起草、[5] さらに福島に帰っては、五月十四日、尾上座の演説会で「岐阜土産」と題する演説を行い、[6] 板垣遭難前後

の模様を報告した。六月一日、岡野は福島部から派遣されて出京、[7]七月上旬まで在京した。[8]東奔西走、二十二歳の青年岡野の活躍ぶりが伺われる。

彼の舌禍事件が起つた演説会は、最初、七月十五日に開かれる筈で、次のような届書が提出された。[9]

御　届

来ル十五日午後八時ヨリ当町通十五丁目尾上座ニ於テ政談演説会相開候依テ説題事項及演説人名相添此段及御届候也

明治十五年七月十二日　会主　岡野知荘

福島県令　三島通庸殿

演説予定者は河野広中以下五名で、その内、岡野の演題は「天下恐ルヘキハ我カ」であり、その要旨は、次のように届出られている。[10]

社会恐ルヘキモノ多シト雖トモ其恐ヲ来ス所ノモノハ只我アルノミ外物ノ我ニ害スルハ一時ノ出来コトニシテ我ヨリ求ムルカ如キ害来ササルニヨル所以ヲ述ヘ此ノ趣意ヲ明瞭ナラシメンカ為メ欧米各国ノ之ニ類スル例証ヲ挙ケテ真理ノアル所如何ヲ論シ次テ現今政府ノ政略ハ果シテ何レニアルカヲ質シ当時国民タルモノハ聖天主（ママ）ノ詔ヲ奉載シ立憲政体ノ催促ヲナササルヘカサル（ママ）旨ヲ述フ

福島警察署は、右の届の内、未成年者の弁士の分をのぞいて認可をあたえたが、主催者側の都合で演説会は延期され、八月七日に開催された。[11]当日、会場に監臨していた警察官は、福島警察署長警部杉村正謙、警部福富昌親、巡査黒川脩、武田新助らであつたが（後掲第一審判決書参照）、岡野の演説は中止を命ぜられ、演説会は解散させられた。この解散の始末について、杉村、福富両警部より三島県令代理村上少書記官（橋朝）宛に上申した報告書（八月九日付）の中には、岡野演説の大要が引用されているが、次の通りである。[12]

吾人ハ天賦ノ自由ヲ有スルモ、集会条例及ヒ出版条例其他新聞条例等種々様々ノ法律アリテ、云度キコトモ云ハレス、書キ度コト（ママ）モ書カレス、実ニ我々人民ハ自由ヲ拘束セラレ、犬馬視セラルル事如此。我天賦ノ自由ヲ全フセント欲セハ、諸君ハ倶々勉ムレハ出来ル事ナリ。ツマリ我々カ勉メサルヨリ犬馬視セラルルナリ。試ニ外国ノ事蹟ヲ以テ証明セン。魯国政府ハ専制政府ナリシモ、愛国ノ情尤モ深ク自由主義ヲ伸暢シ、魯国ノ為メニ身命ヲ抛チ、尽力セシ虚無党ハ、屢々魯国政府ニ暴抗シ、遂ニ全国輿論ノ帰スル処トナリ、魯国政府ハ不得止事其実万々好マサル立憲政体ヲ公布セシト聞ク。又仏国革命ニ於ケルモ、ルイ十四世ノ抑圧専制ヲ極メタルヨリ、愛国ヲ以テ主義トスル人民奮テ仏国ノ為メ、終ニルイ十四世ヲ壇上ニ斬首シ、以テ当時ノ政体ヲ致セリ。是レ全ク人民ノ勉メニ依テ完全無欠ノ政体ヲ見ルニ至レリ。依テ考フレハ、吾輩モ聴衆諸君ト共々天皇陛下ニ請願シ、種々ノ条例ヲ取消シテ貰ヒ度決心ス。天皇陛下ニ於カセラレテハ、已ニ日本当時ノ政体ハ不充分ナルヲ悟ラレ、政体ヲ換ヘ国会ヲ開カルルノ詔リモアレハ、我々人民ノ自由ヲ暢フルハ、天皇陛下ノ思召ナルベシト信セラル。実ニ我々人民ノ勉メサルニ依リ、云度コトモ云ハレス、犬馬視セラルルナリ。素ヨリ輿論ノ勢ヒト云モノハ、政府ニ於テモ如何トモ成シ難シ。若シ強テ之ヲ止ムレハ流水ヲ止ムルト

一般ニテ、如何ナル結果ヲ見ルモ知ルヘカラス。昨年、開拓使官有物払下ケ取消ノ一条ニ於テモ、輿論ノ敵スベカラサル明了ナルヘシ云々ト縷陳シテ、暗ニ人心ヲ煽動シ、魯仏ノ弊政ヲ説テ、以テ政府ヲ怨望セシムルノ語気アリ、甚タ穏カナラサルモノト思量ス。次ニ明治初年我聖明ナル天皇陛下ニ於カセラレテハ、万機公(ママ)論ニ決スルノ詔リモ有之、加之太政大臣ハ四年ヲ以交換スルヲ勅諭アリ。然カルニ今年即チ明治十五年迄、更ニ交換セサルハ、天皇陛下ニハ極メテ御忘レ遊ハサレ候カ、依テ此ノ岡野知荘ハ聴衆(ママ)諸君ト、天皇陛下ヘ御忠告申付ル、否間違ヒ申上ル決心ナリ。弥太政大臣交換トナラハ、今日ノ太政大臣ヨリ能キ人カ任ニ当ルベシ云々（下略）（句読点手塚）。

これは警察官の現場筆記によったものと思われるので、多少の誇張もあろうが、演説の要旨は伝えているとみていい。そして「天皇陛下へ御忠告云々」の個所が、不敬罪に該るとされたところである。なお、「太政大臣ハ四年ヲ以交換云々」と述べているのは、慶応四年閏四月の「政体書」に「諸官四年ヲ以テ交代ス」とあることを指したものと思われる。

八月十二日、福島警察署は、岡野を不敬罪として福島軽罪裁判所へ告発した。告発状は次の通りである。(13)

告　発　状

福島県磐城国田村郡三春町士族当時福島町南裏二ノ拾五番地寄留　岡野　知荘

右ノ者会主ノ名義ヲ以テ本月七日福島町拾五丁目尾ノ上座ニ於テ政談演説会開会候旨届出候条取締ノ為メ小官共該場ヘ監臨候処会員演説ノ景況ハ別紙書類ノ通リニ有之其中岡野知荘ハ天下恐ルヘキハ我カト云フ演題ニテ論述中明治初年ニ我聖明ナル天皇陛下ハ太政大臣ナル者ハ満四年ヲ以テ交換スルノ勅諭アリ然ルニ本年則明治十五年迄更ニ交換セラレサルハ天皇陛下ニハ極メテ御忘レ遊ハサレ候カ依テ此ノ岡埜(ママ)ハ聴衆(ママ)諸君ト天皇陛下ヘ御忠告申付ル否間違申上ル決心ナリ弥太政(ママ)大臣交換トナラハ今日ノ太政大臣ヨリ能キ人ガ任ニ当ルヘシ云々縷陳セリ右ハ天皇陛下ノ人民ニ親臨セラルル信ナク勅諭モ信ヲ置クニ足ラストノ意ヲ含ミ加之縦令間違トハ乍申天皇陛下ニ対シ御忠告申付ル云々不敬モ最モ甚敷モノニ有之且ツ聴衆諸君ト天皇陛下ニ御忠告申上ル等ノ言語モ又天皇陛下ニ対シテ可述ノ語ニアラス右ハ刑法第百十七条ニ触(ママ)ルモノト思量候条相当御処分相成度別紙書類相添ヘ此段及告発候也

明治十五年八月十二日

福島警察署詰　警部　福富　昌親
同　署長　警部　杉村　正謙

福島軽罪裁判所　検事田中玄文殿

つづいて同月十四日、福島県令三島通庸は、岡野に「当管内に於て一ヶ年間公然政治を講談論議する」ことを禁止した。(14)その前後の状況を、同月三十一日・江南新誌（高知）は、次のように報じている。

白川の関の那方に、我が土佐につぐ自由郷ありて、其名も高く

世に聞へし福島地方にて、自由党員岡野知荘氏は、去る七日、福島町尾の上座に於て、天下恐るべきは我乎といえる論題を演説なせしに、監臨の警官より中止解散を命ぜられ、尚ほ去る十四日、三島県令より該管内に於て、一カ年間政談演説を禁止せられたるにより、同じ十七日、同氏を吊ふ（まま）為めに演説会を開き、会場の正面には南無頓生菩提岡野知荘の舌霊と筆太に書きた卒塔婆を安置し、香華燈明を備へ、屋外には自由の二字を染め付けたる紅燈数十をかけつらねるなど、頗る目新しき趣向なりしが、来会する者無慮八百人の多きに及べりと、又同氏は開化噺の営業を願出で、許可の上は、芸名を奇妙法王と号せらるる由。

この報道が正しければ、岡野の県下における演説禁止に憤慨した同志は、八月十七日、趣向をこらして法事の舞台装置をした演説会を開き、[15] 他方、岡野自身は実質的に演説をつづけるため「奇妙法王」と号して芸人の鑑札を出願したのである。[16] おそらく坂崎斌の故智に学んだものであろう。しかし、岡野が「奇妙法王」の名で、実際に講談会に出演したかどうかは明らかでない。

さらに八月二十九日、岡野は、県令代理村上少書記官（楯朝）より、内務卿による全国的な一年間の演説中止を下達された。[17]

福島警察署の告発が八月十二日であつたことは前に述べた。しかし、その後、岡野に対する検事の取調がいつ行われたのか、そしてまた予審がいつから開始されたかは、わからない。当時、福島自由新聞社に勤務していた植木枝盛は、八月十四日、九月一日、二日、四日に岡野と会つていることから推測すると、[18] 取調は身柄不拘束のまま進められていたのか、あるいはまた九月五日以降に逮捕され、取調が行われたのか、そのいずれかであろう。それはともかく、予審は九月十三日に終結した。[19] 予審判事は、判事補平田小三郎である。[20] この予審終結により、岡野は未決監に収容された。[21]

予審終結言渡書は、私の知る限りにおいて現在残つていないが、その内容は、岡野に対し、前掲演説の一節が不敬罪に該るものとし、福島軽罪裁判所の公判を請求する旨の言渡であつたことは間違いない。岡野はこの予審決定に対して、故障の申立を行つた（治罪法第二四六条三項、第二四七条）。[22] 故障申立趣意書をみることができないので、その内容の詳細はわからないが、会議局判決に対する上告趣意書から推測すると、[23] 予審が認定したような犯罪事実は存在せず、それは「原告官ノ誣告」であり、そうした一方的な証言にもとづく予審決定は「越権ノ処分」であるという趣旨であつたものと思われる。

岡野の故障申立を受けた福島軽罪裁判所会議局は、九月二十二日、その申立を却下した。その理由は「諸般ノ徴憑ハ裁判官ノ判定ニ任スヘキ者ナレハ、其証人ノ申立ヲ真実ト認メタル時ニ於テハ、此申立ノミヲ採用シ、又ハ対質ヲ命シ、或ハ数多ノ証人ヲ徴喚スルト否トハ、裁判官ノ職権内ニ在ル者ナレハ、是等越権ノ処分ナリト云フヲ得ス、依テ予審掛ノ言渡ヲ認可ス」（句読点手塚）というのである（後掲大審院判決書参照）。しかし、会議局の判決書そのものをみることができないので、会議局を構成した判事の氏名は残念ながら確認できない。[24]

元来、軽罪事件の予審に対する故障申立は「予審判事ノ管轄違越権又ハ其事件ヲ移ス可キ裁判所ノ管轄違」にのみ許されるものであるから[25]（治罪法第二四六条三項）、岡野の理由を以てしては、はじめから無理な申立であつた。にもかかわらず、岡野はこの会議局判決に承服せず、さらに大審院へ上告の手続を採つた[26]（治罪法第二五七条）。

この頃、杉村警部より三島県令へ提出したと思われる上申書の断片（日附不明）が残つているが、その中に[27]、

河野ノ嘶シ　岡野ハ実ニ憫然ナルコトナリ迚モ其儘ニハ致置難キ候間出京ノ上ハ死力ヲ尽シ無罪ノ事情ヲ具シ大審院ヘ迫ル旨相語レリ　岡野ノ事ハ証拠モ有之ニ付深ク心配モ無御座候得共幸ヒノ御上京ニ付司法卿ニ事実御内申被遊上先書却下（ママ）速ニ極点ノ処分相成候様御内申奉願度候

と記されている。河野広中が出京して大審院へなんらかの措置を採ると聞いた杉村警部か、たまたま上京せんとしていた三島県令に対し、司法卿に上告却下を働きかけるように意見具申を行つたものと思われる。これに対し、三島県令がどのような措置を採つたかは、明らかでない。なお、河野は十月一日に福島を立ち、四日に着京、翌十一月十一日、福島へ帰つているから[28]、杉村警部の上申は、九月か十月頃のことであつたと思われる。

岡野の上告中、同年十一月下旬から、福島事件関係者の検挙が開始され、河野も十二月一日に逮捕されたが[29]、岡野は河野の側近であつたこととて、当局側が彼を連累者の一人と考えても決して不自然ではない。若松軽罪裁判所の予審判事は、岡野の拘引を、福島軽罪裁判所の予審判事に依嘱したが、彼がすでに別件で入監中であるとの回答をうけたので、必要事項の取調を改めて嘱託[30]、岡野に関する予審を開始した。十六年一月十三日のことである。この嘱託取調につき、次のような関連文書が残つている[31]。

田村郡三春町
岡野　知荘

右之者兇徒聚衆事件ニ付勾引方及御嘱託候処本人既ニ収監中ナルモ勾引ス可キヤ云々電報之趣致了承候右ハ勾引ニ不及候条別紙証拠書類写ノ内朱点ノ廉御訊問其調書至急御差廻有之度此段更ニ及御嘱託候也

明治十六年一月十三日　若松軽罪裁判所
予審判事補　佐枝　種永
福島軽罪裁判所
予審判事補　加藤重利殿

「別紙」が残つていないので、その取調内容は正確にはわからないが、彼の発受した私信に関する取調であつたと思われる（これについては後述する。本誌一〇八頁参照）。しかし、警察側では、予審判事の予審開始とは別に、岡野の上告審が早く片付かなければ、彼に対する直接の取調ができないし、それは福島事件の究明に差支えがあると考えたようであり、警部落合直也が起案した次の文書が残つている[32]。

岡野知荘上告之儀ニ付左案司法卿ヘ御届可相成也相伺候也
当県田村郡三春町岡野知荘儀客年中至尊ニ対シ不敬之演説ヲ演シ

処刑言渡サレ候処其言渡不服之廉ヲ以テ上告中ニ有之候然ルニ今般県下国事件ニ付テハ同人儀予テ共謀者之壱人ト思料候ニ付右上告之件至急御裁定無之候テハ多少差閊有之候条此段内申候也

明治十六年一月十八日　御署名

司法卿殿

三島県令が、果してそうした内申書を、司法卿大木喬任に提出したかどうかはわからないが、警察側が待ちのぞんだ上告審の判決は、その直後の一月二十日、大審院において言渡された。上告却下である。

岡野が大審院へ提出した上告書（九月二十六日附）および上告追申書（十月十一日附）は、いずれも四千字を超える長文のものであるが、その趣旨を要約すれば次の通りであつた。[33]

一　岡野の演説の中で、不敬の言葉を述べた事実はない。すべて「原告官」すなわち監臨警察官の「誣告」である。

二　もしも不敬の言葉があつたとすれば、それは現行犯であるから、現場で逮捕された筈、そのことがなかつたのは、不敬の演説がなかつた証拠である。

三　このように無実であるにもかかわらず、原裁判所（福島軽罪裁判所会議局）が、岡野を有罪とした予審の決定を認可したのは「擅横越権」の判決である。

これに対して、大審院は、上告棄却の理由を次のように述べている（後掲大審院判決書参照）。

本件ノ起因ハ……皇室ニ対シ不敬ノ言語ヲ発シタルノ事項ニシテ其演説ハ監臨警部ノ告発ニ拠リ臨席巡査ノ証言及ヒ被告人証人等ノ陳述ヲ参聴シ福島軽罪裁判所予審掛カ法律ニ従ヒ予審終結ノ言渡ヲ為シ原会議局ニ於テモ越権ノ処分ナキコトヲ認メ判決セシ者ナレハ上告ノ理由トスル越権ノ廉アルヲ観ス

抑演壇ニ於テ弁説セシコトハ之ヲ口ニ発シ之ヲ耳ニ聴ク迄ニシテ他ニ証徴ノアルヘキ筈ナキハ勿論ニシテ若シ一方ハ演説セス一方ハ聴取セシト云フノ場合ニ方リテハ必ス裁判官ハ治罪法第百四十六条末項ニ法トリ之ヲ心証ニ採リ判決ヲ下サヽル可ラス故ニ原裁判所カ有罪ト認メ判決セシハ相当ナリトス

この後段の論旨は、表面的には寔に当然のことを述べているわけであるが、その当時の裁判の実際においては、多くの場合、現場に監臨した警察官の証言が、他の証言に優先して決定的証拠となつたことは否めない。岡野が犯罪事実を執拗に否認していることからみると、警察官の証言には疑うべき余地も大いにあつたであろう。[34] しかし、事実存否の問題は、予審に対する故障申立あるいは上告において、その理由にはなりえなかつたから、大審院が岡野の上告を却下したことは、蓋し止むをえなかつたところである。[35]

かくして、岡野に対する福島軽罪裁判所の予審決定言渡は、ようやく確定した。

前にも述べたごとく、岡野に対し福島事件関係の取調を行うため、警察側は上告審の落着をまちのぞんでいたこととて、翌二月七日、警部長心得外田重之（当時、福島事件のため会津若松に滞在中）は、岡野を「本月十三日迄白河警察署へ送リアレ」と、警察本署へ指令

した。[36] 県庁佐藤三等属（信義）は、その旨を福島監獄の副典獄大浦則恭に通報、[37] 大浦は福島始審裁判所長判事神崎税稔に照会したところ、[38] 神崎所長は次のように回答した。

在監人岡野知荘本月十三日マテ白河警察署ヘ護送方外田警部長心得ヨリ申越趣ヲ以テ何日頃公判之見込ニ候ヤ云々御照会之趣了承右知荘義ハ既ニ取調済相成候処附帯ノ犯罪発見致シ更ニ検事ヨリ起訴相成為メニ未ダ取調済不相成候ニ付幾日頃マテト確ト御回答及兼候尤義其旨検事林三介ヘ掛合置候間同官ヨリ回答次第否御通報可及候

明治十六年二月九日　福島軽罪裁判所　判事　神崎　税稔

福島県副典獄　大浦則恭殿

大浦副典獄は、この旨を佐藤三等属に回答、[39] 県庁では、三島県令の名で「岡野知荘皇室ニ対スル科取調済ニナリタレトモ附帯ノ犯罪発見、検事ヨリ起訴ニナリ取調中ノ趣、神崎ヨリ申来リタルニ就キ、追テ報告ノ上送致スヘシ」と、外山警部長心得宛に、同日打電された。[40] この検事があらたに起訴したという「附帯ノ犯罪」というのは、何んであつたのか。後ちに福島軽罪裁判所で言渡された判決は、不敬罪のみに関するものであつて、他の犯罪をふくんでいないこと（後掲第一審判決書参照）から推測すれば、福島事件関係容疑の件であつたようにも思われるが、あるいは全くの別件であつたかも知れない。いま、その内容を確められないのは、寔に残念である。[41]

福島事件関係者に対する福島始審裁判所若松支庁（若松軽罪裁判所）の予審（兇徒聚衆罪その他の容疑）は、同年一月末から二月はじめにかけて終了し、[42] 管轄違いの言渡をうけ、国事犯（内乱罪）として高等法院へ送致された六十余名については、[43] 二月十二日から東京において改めて予審が開かれ、四月十二日に終結している。[44] 岡野もその中の一人であるが、彼の場合は、前述のごとく二月九日当時、まだ福島軽罪裁判所で「附帯ノ犯罪」の取調をうけていたから、彼の身柄も若松へは送られていない。それがため、若松軽罪裁判所の予審判事は、本人「欠席」のまま――前述のごとく福島軽罪裁判所の予審判事に嘱託して取調は行われたが[45]――二月二日に予審を終結し、国事犯として書類を高等法院へ送致したのである。[46] 岡野の身柄も、二月九日以降に――時期もはつきりせず、また、福島から直接送られたのか、それとも若松軽罪裁判所を経由したのか、その点も明らかでないが――東京へ護送されたものと思われる。[47][48] なお、二月七日、外山警部長心得が、岡野の身柄受領を要請したことは、前に述べたが、これは若松の予審判事が、高等法院へ書類を送致した以後のことである。警察側は、このように岡野本人について直接の取調を、執拗に要望したが、[49] 彼が東京へ護送される直前、警察の取調をうけたのかどうか、このこともわからない。

高等法院の予審終結に先立ち、二、三の関係裁判官の書いた見込書が残つているが、まず高等法院裁判長玉乃世履が、同年二月廿六日附を以て大木司法卿（喬任）へ提出した「見込書」によると、岡野については「無罪」としている。[50] この文書は、玉乃自ら「若松軽罪裁判所ニ於テ為シタル予審取調ノ書類ニ就キ各被告人等カ罪ノ有

無及ヒ罪アレハ其罪ノ性質ヲ区別セシ見込書」[51]と述べているものである。

次に高等法院判事関義臣の「私見」（十六年三月一日附）によると、岡野については、次のごとく記されている。[52]

岡野　知荘

知荘ヨリ河野広中平島松尾ヘ贈リタル書状又宇田成一ヨリ知荘外三人ヘ贈リタル書状中忌ニ触ルノモノアリ然シ国事犯等ニ問フ直接ノ犯罪ニ非ス　要スルニ兇徒聚衆国事犯共ニ犯罪ノ証跡充分ナラス

これにより、岡野が国事犯関係の容疑をうけたのは、彼の発受した二通の私信のためであったことが判明する。[53]前に述べた福島軽罪裁判所予審判事が嘱託をうけて取調べたのは、これらの手紙と福島事件陰謀との関連であったとみていい。とくに、明治十五年六月二十二日付で岡野から河野広中、平島松尾宛の手紙に「各地士族ヲ連合シ　…此一挙ヲ以テ腕力ノ覚悟アラサル可ラス腕力ノアル所之レ実理ノ存スル所ニアラスヤ伏テ請フ独リ言論ノミニ止マラス実力ヲ養成セヨ天下ノ輿論略一定セリ　天下既ニ自滅スルノ期至レリト称スルモ過言ニ非ラサルベシ」[54]とあつた点が、若松の予審判事において、内乱陰謀の表現と考えられたのである。[55]

次に、高等法院判事岡内重俊の「大凡見込書」（三月四日附）では、山口千代作ら四十八名の氏名を掲げ（この中に岡野の氏名あり）、「此人名ノ中ニハ十一月廿八日兇徒ノ中ニ加リタル者アルカ如シト雖一件書類中其氏名ヲ指定セシ者ナキニ依リ之ヲ知ルニ由無シ尚ホ端緒ヲ得ルコトアレハ今茲ニ予審ヲ尽スコト主要ナリ」[56]と述べられている。岡野は十一月二十八日の弾正ヵ原事件当時、入監中であったから、それに参加していないことは明らかである。とすれば、岡内判事の所見でも、予審の結果、当然無罪ということになる。

このように、高等法院の予審終結に先立ち、関係裁判官の間では、すでに岡野については無罪が予想されていたものといえる。予審終結は、前に述べたごとく四月十二日であつた。[57]予審判事は、巌谷竜一、兵頭正懿の両名である。岡野に対する予審決定言渡書は、残念ながらみることができないが、その内容が免訴であつたことは確実である。この予審終結について、在京中の三島県令は、村上書記官へ通報したが、それに対する村上の返電（四月十七日附）に「河野広中外六名ハ高等法院ニ瓜生杉山ハ管轄違岡野ハ福島裁判所ニ廻ハサル外五拾一名ハ免訴之旨御通知之所云々」[58]とある。これは、岡野は福島事件関係では免訴になつたが、すでに前に述べたごとく不敬罪事件の予審が確定していたので、ふたたび福島軽罪裁判所へ廻されたことを意味するものであろう。

五月三十一日・奥羽日日新聞は、次のごとく報じている。

予て天皇陛下へ対し不敬の演説を為したる廉にて福島軽罪裁判所に於て審問中。彼の若松事件兇徒聚衆の嫌忌を蒙り、若松重罪裁判所にて高等法院へ護送され、無罪放免になりし（予審免訴の誤りである――手塚註）岡野知荘氏は、又々福島軽罪裁判所にて吟味を受け、去二十八日口供済みに相成りたりとの事なれば、近々公判に附さるゝならんと云ふ

この報道は、五月二十八日に対審公判を終り（この日だけであつたのか、それともその前にも何回か行われたのかわからないが）、近く言渡公判が行われるという意味であろう。

同年五月三十日。福島軽罪裁判所は、岡野に対して判決の言渡を行つた。裁判長は判事長谷文[59]、立会検察官は検事納富利邦、岡野の演説は不敬罪に該るとし、量刑は重禁錮一年罰金三十円監視十月であつた[60]（後掲第一審判決書参照）。岡野は、この公判においても、犯罪事実をつよく否認したことと思われるが、いま、公判始末書はもちろんのこと、公判の状況を伝える新聞記事すら全く見出しえないのは、寔に残念である。岡野は、この第一審判決に服し、上告はしていない。[61]予審に対する上訴の経験から、勝訴の見込は全くないものと判断したのであろう。

岡野がいつ出獄したかは、はつきりわからないが、その刑期からみると、十七年五月末か六月はじめ頃、放免になつた筈である。[62]

三大事件建白運動（地租軽減、言論集会、外交策轉回）たけなわの二十年九月二十五日、屈辱的条約改正反対運動をもりあげるため、彼はポアソナード意見書を携えて新潟へ赴いた。[63]翌月十一日に開かれか県下有志の会合、同月二十八日に開かれた有志懇談会兼演説会には、東京から出向いた岡野、小勝俊吉ほか西潟為蔵、佐瀬精一ら県下の有力者が参集している。[64]翌十一月十五日、東京で開かれた全国有志三百数十名の時局大懇親会に、新潟県から西潟為蔵ほか二十数名が参加したのは、[65]岡野らの周旋の結果であろう。

その後、岡野は北海道へ渡つた。北海道の郷土史家供野外吉氏は、

岡野は　小樽に渡つた。二十年の保安条例で東京を追放された林有造らのために、兄の北海道長官岩村通俊は小樽港湾埋立工事を施行させたが、岡野は林らとの結びつきで、その工事監督に当つた。

と述べておられる。[66]小樽では、明治十四年小樽港海面埋立地仮規則を定め、海岸地帯の埋立を積極的に推進していたから、[67]その一部の施工に、岡野が参加したのであろう。

二十四年二月、彼は北海道における地方自治制度の確立と国会参政権要求の請願を行うため、小樽有志の代表として上京した。[68]彼の政治運動への関心は、相変らず衰えなかつたものと思われる。そして同年八月、板垣退助、河野広中の一行が、国事犯関係の受刑者を空知集治監に訪ねて慰問した際には、岡野もそれに随行している。[69]

翌二十五年一月二十三日、植木枝盛が東京において逝去した際、都下の新聞に掲載された死亡広告には「在京友人総代」として、板垣退助、竹内綱ら六名の中に、岡野もその名をつらねている（例えば同月二十四日・時事新報、国民新聞）。[70]当時、彼は北海道から東京へ転居していたものか、それともたまたま在京していたのか、いま、それを確めえない。

その後ちまもなく二十七年九月二十四日、故郷の三春において、岡野は逝去した。[71]享年三十三歳。彼がいつ三春へ帰つたかはわからない。

(1)「高橋哲夫・福島民権家列伝」・昭和四十二年・八八頁以下、同「地方民権の烽火――福島民権運動の青年群像――」・「自由と民権・明治の群像5」・昭和四十三年・二六頁以下、同「福島事件」、昭和四十五年・八八頁以下等参照。

(2) 三春町役場の除籍謄本による。

(3)「福島県史」第一一巻（近代資料1）・二四頁。

(4) 明治十五年四月七日・自由党福島部臨時報および同月十六日・同前臨時報による（前掲県史・二一四頁――二一五頁）。

(5) この檄文の全文は、前掲県史・二二〇頁――二二一頁参照。

(6) 明治十五年五月十六日、福島県警部井口速水より三島県令宛報告書による（前掲県史・三二二頁）。

(7) 明治十五年五月二十七日・自由党福島部報第一五報および同月四日・同第一六報による（前掲県史・二二三頁）。

(8) 植木枝盛は、七月二日の日記に、東京で岡野を訪ね、共に根津遊廓に登楼したことを記している（前掲植木日記・二一六頁）。

(9)(10) 前掲県史・三七七頁――三七八頁。

(11)(12) 前掲県史・三九〇頁――三九二頁。なお、高橋氏は、この演説会の日を「七月十二日」としておられるが（前掲民権家列伝・八九頁）。本文で述べたごとく、七月十二日は、演説会開催の届出の日であり、実際に開催されたのは八月七日である。

(13) 前掲県史・三九二頁――三九三頁。

(14) 三島県令の通達書は、前掲県史・三九三頁参照。この措置は、明治十五年六月三日、太政官布告第五七号による集会条例第六条二項追加による（本稿・伊藤金次郎事件の註17・本誌第四四巻九号・七三頁参照）。

(15) 高橋氏は、岡野が奇妙法王と名のつて、八月十七日の演説会に出演したように述べておられる（前掲民権家列伝九一頁）。しかし、演説を禁止された岡野が演説会に出演したとは考えられない。もしも岡野が出演したとすれば、それは演説会ではなく、開化噺（講談）の会であつた筈である。高橋氏の説は、その典拠を明示しておられないので疑問としておく。

(16) 坂崎の場合は、本稿・坂崎斌事件・本誌第四四巻七号・八〇頁参照。

(17) 村上書記官の通達書は、前掲県史・三九三頁参照。内務卿の演説禁止の準拠法は、県令のそれと同じである（註14・参照）。

(18) 前掲植木日記・二一九頁――二二〇頁。

(19) 明治十五年九月十七日・自由党福島部報によると、岡野は「去ル十三日予審終始ノ末入檻申付ラレ云々」とある（前掲県史・四四二頁、同書資料目録索引一二六頁参照）。

(20) 明治十五年九月二十六日・会議局判決に対する岡野上告書による（前掲県史・三九三頁）。なお、註32・参照。

(21) 註19に同じ。

(22) 本稿・門田平三事件の註47・本誌第四四巻一〇号七七頁参照。

(23) 註32・参照。

(24) 明治十五年九月当時、福島始審裁判所長は判事神崎税稔であるが（前掲司法沿革誌・七九一頁）、その下に在職中の判事、判事補の氏名は正確にはわからない。しかし、明治十五年七月「官員録」によると、判事補として加藤重利、高橋親義、平田小三郎、志村亮平、菅野勇輔が在職しており（二〇七枚裏）、また翌十六年五月「官員録」によると、判事に長谷文、判事補として平田、志村、菅野はそのままで、それ以外に加藤秀男、大橋済、佐藤貢次郎、日下博道、松本幹が在職している（二一一枚裏）。予審係の平田をのぞき、これら判事および判事補の中の数名（おそらくは三名）を以て会議局は構成されたと思われる。

(25) 註22に同じ。
(26) 本稿・門田平三事件の註53・本誌第四四巻一〇号七七頁参照。
(27) 前掲県史・四一二頁。
(28) 「無名館始末」（高等法院検事局）による。この文書は、法務図書館蔵「若松一件書類」の中に収録されている。この「若松一件書類」は高等法院関係の文書で、その内とくに重要と思われるもの四点を覆刻紹介したものが、拙稿「自由党福島事件に関する二、三の資料」・本誌第三三巻一号・六一頁以下である。
(29) 「河野磐州伝」上巻・大正十二年・五三九頁。河野は、福島の無名館で逮捕され、若松へ護送された（前掲書・五四〇頁）。
(30) 註46・参照。
(31) 前掲県史・九二七頁。
(32) 前掲書・八四六頁。
(33) 前掲書・三九三頁――四〇二頁。
(34) 福島事件の被告の一人である愛沢寧堅は、明治十六年七月三十日の福島事件の公判廷で「福島ノ岡野某ノ演説中、人民カ道理ヲ知リ開明ニ赴ク以上ハ、兵隊モ無用トナリ、警官モ無用トナルト説シヤ否ヤ、直ニ警部ヨリ中止解散ヲ命ゼラレ、其上皇室ニ対シ不敬ノ所為アリトテ拘引サレタリト」「右等ハ皆当時ノ県官警吏ガ自由党撲滅ニ尽力サレシ一班ナリ」（句読点手塚）（「福島事件高等法院公判録」・近代日本史料研究会版・一二九頁――一三〇頁）と述べている。愛沢としては、岡野事件も警察官の捏造であるといいたかつたのであろう。
(35) 高橋氏は、岡野が「不当の弾圧であると大審院まで上告して抗議したが、翌十六年一月二十日、上告棄却で敗退下獄した」（前掲福島事件・九一頁）と述べておられるが、「下獄」は誤りである。これは、高橋氏が、予審決定に対する大審院判決を本裁判の最終的確定判決と誤解されたことによるものと思われる。
(36) 在若松、外田より福島警察本署宛、二月七日発暗号電報復文による（前掲県史・九六四頁）。なお、当時の福島県には警部長は欠員であり、外田が警部長心得を以て警察の最高地位にあつた（明治十五年七月「官員録」・二六九枚表、明治十六年五月「官員録」・二七四枚表）。
(37) 二月七日・大浦より佐藤への返書による（前掲県史・九六四頁）。
(38) 前掲県史・九六四頁。
(39) 二月九日・大浦より佐藤への返書による（前掲県史・九六三頁――九六四頁）。大浦、佐藤の往復文書にはすべて「佐藤三等属」となつているが、当時の福島県庁の三等属で「佐藤」姓の人は、佐藤信義だけである（明治十六年五月「官員録」・二七三枚表参照）。
(40) 前掲県史・九六三頁。原文は電報の案文であるから全て片仮名であるが、本稿では漢字混りの文章に改めて引用した。
(41) 治罪法の裁判管轄は、犯罪地優先主義を採用している（第四〇条）。しかし、当時の交通事情からみて、この原則を貫くことには不便が多かつたので、治罪法施行に先立ち、明治十四年九月二十日、太政官布告第四六号を以て「管轄裁判所ヨリ嘱託アリタル時ハ其被告人ヲ逮捕ノ地ノ裁判所之ヲ管轄ス」る便法を設けていた。これでもなお不便があつたので、十五年二月十五日、司法省は内訓を発し、逮捕地の検察官が犯罪地の検察官へ通知をすれば、逮捕地の裁判所が直に管轄裁判所になる措置を講じていた（この詳しい事情は、拙稿「自由党静岡事件裁判小考」、本誌第四〇巻五号、三二頁以下参照）。他方、治罪法にはその第四四条に「従犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス」という規定がある。前述の内訓は、この規定にも優先するものかどうか、その点明らかでない。このことからみると、本文で述べた岡野の「附帯ノ犯罪」について、次のような推定が成立つ。

若松軽罪裁判所予審判事の取調嘱託により（本誌四九頁参照）、岡野に対し福島事件関係の容疑のあることを知つた福島軽罪裁判所は、前述の内訓を根拠にして、当該事件の管轄を主張し、検事をしておそらくは兇徒聚衆罪で起訴せしめた。神崎判事が、岡野の身柄の引渡を拒んだのは、これがためである。ところが、司法省は前述の治罪法第四十四条にもとづき、すで予審を開始していた若松軽罪裁判所の措置を支持した。二月十七日、神崎判事は福島始審裁判所長から同裁判所若松支庁長へ左遷され（前掲司法沿革誌・七九二頁、明治十六年六月「官員録」・二一二枚裏）、上席検事田中玄文も秋田始審裁判所上席検事へ転出を命ぜられたが（前掲司法沿革誌・七九三頁、八〇二頁）、これは司法省側からみて、誤つた起訴手続を採つた（もちろんこの起訴は取消されたであろう）両名に対する懲罰的更迭であつたと考えることもできる。

しかし、これは単なる私の推定であつて、それを裏付ける資料は、残念ながら見出しえない。とすれば「附帯ノ犯罪」は、福島事件とは関係のない全くの別件であり、また、神崎判事の転出も、別の理由によるものかも知れない。もしも「附帯ノ犯罪」がそのような別件であるとすれば、その結末はどうなつたのか。本文でも述べたごとく、後ちの福島軽罪裁判所の判決は不敬罪のみであるから、「附帯ノ犯罪」は公判以前の段階で消滅した筈である。すなわち、その場合は予審免訴になつたとしか考えられない。

以上二つの推定の内、前者の場合がより確実性があるものと、私には思われる。

(42) 拙稿「自由党福島事件と高等法院」・本誌第三二巻一一号・八頁参照。

(43) この人員数については、これまで種々の説があり（拙稿・前掲福島事件と高等法院・本誌第三二巻一一号・二五頁）、最近の研究でも、五十八名とするもの（高橋・前掲福島事件・二三六頁・大島美津子「福島事件」、「日本政治裁判史録、明治後」・昭和四十四年・二九頁）、五十九名とするもの（前掲福島県史、解説・一一七四頁）、あるいは六十八名とするものがある（小泉輝三郎「明治の犯科帳」、昭和四十二年、九六頁）。明治十六年二月九日附兇徒聚衆犯被告人予審終結一覧表　福島軽罪裁判所若松支庁予審判事」（前掲若松一件書類）によると、六十八名で、その内訳は現員六十一名、欠席（未逮捕者）七名である。

(44) 拙稿・前掲福島事件と高等法院・本誌第三二巻一一号・二五頁。

(45) 治罪法第一一九条　予審判事ハ召喚状ヲ受ク可キ被告人其管轄地内ニ住セサル時ハ訊問ス可キ条件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ予審判事ニ其処分ヲ嘱託スルコトヲ得

この規定による嘱託取調である。

(46) 47) 高等法院文書の「管轄違人名」（前掲若松一件書類）によると「予審掛ニ於テ管轄違ノ言渡ヲ為シタル者人名」の中で「田村郡三春町士族　岡野知荘　欠席」となつている。他方、前掲十六年二月九日付「兇徒聚衆犯被告人予審終結一覧表　福島軽罪裁判所若松支庁予審判事」には「受理十六年一月十三日　終結十六年二月二日　福島県磐城国田村郡三春町　岡野知荘」（前掲若松一件書類）とあり、その記事ははじめ朱筆（欠席を示す）で書かれたものが、墨筆に訂正されている。二月九日以降、実際にこの文書を高等法院へ発送する直前、岡野の身柄が若松へ送られたため、欠席扱いの朱筆を修正したものか、あるいは、高等法院予審判事が福島から直接送致された岡野の身柄を受領した際、右文書の朱筆を墨筆に改めたものか、その辺の事情は不明であるが、いずれにもせよ、若松軽罪裁判所では、一月十三日に岡野に対する予審を開始し、二月二日、本人不在のままそれを終結、国事犯として高等法院へ送つたことはたしかである。

(48) 高等法院文書の「口供録」には「岡野知荘　明治十六年一月廿六日横浜ニ於テ捕ニ就ク」とあり、同じく無題の一文書にも「十六年一月二十六日　岡野知荘　縛ニ就ク」（前掲若松一件書類）とある。この記述が正しければ、一月十三日以後、福島の予審判事による嘱託取調をうけてから、岡野は一旦保釈により出獄、一月二十六日に再逮捕（前述の「附帯ノ犯罪」によるのであろうか）、身柄はふたたび福島へ送られ、その後ち二月九日以降に東京へ護送されたと考えねばならぬ。しかし、福島事件関係の取調をうけた岡野が、保釈を許されたとは到底考えられないので、前記二文書の記事は、他に確実な資料の発見されるまで、疑問としておく。

(49) 警察の取調につき、次の文書が残つている（前掲県史・八二六頁）。

岡野知荘書翰ニ付取調之義書記官へ上申案

当時在監人岡野知荘ヨリ河野平島井上ニ宛テ発シタル書翰之義（ママ）ニ付（註53・参照）訊問之義（ママ）予審判事ニ嘱託之末別紙謄所（ママ）之訊問調書ヲ御回答在之ニ付福島警察署専任警部其右正本ヲ添へ平島松尾取調之儀過達致置候得共右之関係人渡部ナル者等無残処分ニ着手候様御厳達在之度此段申上候也

一月十八日　　警部長

書記官宛

これにより、若松の予審判事の嘱託で福島の予審判事が行つた岡野に対する取調の調書は、福島警察署にも写しが渡され、警察はそれを平島松尾の取調に利用したこと、そしてまた、その調書は他の連累者の探索、追求にも利用されたことが判明する。とすると、警察が岡野に対する直接の取調を熱望した理由は、岡野本人に関する追求もさること乍ら、他の連累者の発見にも役立つと考えたためかも知れない。

(50) 拙稿・前掲福島事件に関する二、三の資料、本誌第三三巻一号・八二頁。

(51) 拙稿・前掲資料・八〇頁。

(52) 拙稿・前掲資料・八四頁。

(53) これら二通の書状は、福島無名館において押収されたものである。岡野より河野広中、平島松尾宛書状（十五年六月二十二日）は、前掲福島県史に収録されており（二六六頁――二六七頁）、また、宇田成一より花香恭次郎、平島松尾、酒井文雄、岡野知荘宛書状（十五年七月二十五日）は、高等法院文書「喜多方事件処分見込案」附録「後事蹟」（前掲若松一件書類）の中にあり、拙稿・前掲福島事件に関する二、三の資料・本誌第三三巻一号・七〇頁に覆刻した。

(54) 前掲県史、二六七頁。高等法院文書「証憑書類抜書」（前掲若松一件書類）においても「岡野知荘証憑　第一号　六月廿三日附知荘ヨリ広中、松尾ヘ宛タル書翰」とある。

(55) 高等法院文書「証拠書類　見出し」（前掲若松一件書類）によると、若松の予審判事は、岡野を「国事犯　三等」とし、「重禁獄」に該当するとしている。

(56) 拙稿・前掲福島事件に関する二、三の資料、本誌第三三巻一号、八八頁。

(57) 拙稿・前掲高等法院・本誌第三二巻一一号、一四頁。

(58) 前掲県史、九八七頁。

(59) 長谷判事は、この判決直後、大阪始審裁判所へ転出している（明治十六年六月二日、奥羽日日新聞）。岡野判決と、この転出になにか関係があるのかどうか、いまそれを確めえない。なお、長谷は、後ちに警視庁警部になつた人である（明治二十年四月「官員録」・一六九枚裏）。

(60) 明治十六年六月二日、奥羽日日新聞には、判決文が掲載されている。

(61) 福島地方検察庁保管の判決正本には、大審院判決書が添付されていないので、上告がなかつたことは確実とみていい。本稿・大庭成章事件の註12・本誌第四四巻七号・八九頁参照。

(62) 福島事件容疑者の一人であつた園部好幸が、十六年四月、高等法院の予審で免訴になり福島へ帰つたところ、また逮捕されて獄中で病気になつた際、岡野は同志と共に彼の保釈を請願、十七年七月二十九日にそれが許されたが、その直後に園部は病死している（明治十七年八月六日・自由燈）。このことから推測して岡野は十七年七月頃には確実に出獄していたとみていい。

(63)(64) 小鍛治守玄「北越民権史」・第八三回、第八四回・新潟毎日新聞、大正八年六月二十四日、二十五日。

(65) 前掲自由党史・下巻・二九一頁以下。

(66) 供野外吉「獄窓の自由民権者たち――北海道集治監の設置――」・昭和四十七年・一一三頁。高橋氏は、この工事の結果、「岡野通り」の地名が、同地に残つたといわれている（前掲民権家列伝・八九頁）。しかし、現在、正式の町名としては残つていない。

(67) 高畑宜・「小樽港史」明治三十二年・一四七頁。

(68) 供野・前掲書・一二四頁。

(69) 「切巌玉水嘉一翁伝」・昭和十五年、一〇〇頁――一〇一頁、供野・前掲書・一二一頁。

(70) 藤田幸男「新聞広告史百話」・昭和四十六年、四八二頁。その前年の二十四年十一月十五日、岡野は河野広中と共に植木を訪ね、同夜は会食している（前掲植木枝盛日記・四〇七頁）。その頃、すでに岡野は北海道を去り、東京へ移つていたのかも知れない。

(71) 明治二十七年九月二十七日・時事新報所載の死亡広告による。

前註

(1) 福島軽罪裁判所会議局判決書は、前にも述べたごとく不明である。

(2) 大審院判決書は、最高裁判所保管の判決正本による。この判決書は「大審院刑事判決録・明治十六年一月――三月」四三頁以下にも掲載されているが、判検事の氏名など若干の省略がある。また、前掲県史、四〇二頁――四〇三頁にも収録されているが、なぜか書記の氏名だけが洩れている。

(3) 福島軽罪裁判所判決書は、福島地方検察庁保管の判決正本による。

宣告書

福島県磐城国田村郡三春町字清水百廿三番地居住士族　岡野　知荘

明治十五年九月
二十二歳一ヶ月

皇室ニ対シ不敬ノ所為アル被告事件ニ付明治十五年九月廿二日福島軽罪裁判所会議局ニ於テ右知荘カ予審言渡ノ故障申立ニ対シ諸般ノ徴憑ハ裁判官ノ判定ニ任スヘキ者ナレハ其証人ノ申立ヲ真実ト認メタル時ニ於テハ此申立ノミヲ採用シ又ハ対質ヲ命シ或ハ数多ノ証人ヲ徴喚スルト否トハ裁判官ノ職権内ニ在ル者ナレハ是等越権ノ処分ナリト云フヲ得ス依テ予審掛ノ言渡ヲ認可スト判決セリ

岡野知荘ハ該判決ニ対シ上告為シタル要領ハ知荘カ演説中皇室ニ対シ聊不敬ノ言語ヲ交ヘタルコトナシ之ヲ証明センニハ上告人ハ学識ヲ有シ平素公利公益ノ為メ演壇ニ操觚ニ吐露スル処ノ言論ハ総テ愛国ノ至誠ニ出サルナキハ世人ノ普ク知ル所ナリ然ルニ御

忠告云々不敬ノ言語ヲ以テ演説セントハ無稽ノ甚キ者ニシテ無学不識或ハ瘋癲白痴ヲ除クノ外舌頭ニ載スヘキ言語ニ非サルヲ原告官ノ誣告ニ因リ此ノ如ク証拠ナキ者ヲシテ有罪ノ判決ヲ受ケタリ若シ知荘カ不敬ノ言語ヲ発セシ者トスレハ現行犯罪ナリ現行犯罪ハ治罪法第百二条ニ依リ直チニ逮捕アルヘキ者ナリ然ルニ此処分ナキハ有罪者ニ非サルノ証モ亦明瞭ナル可シ然ルヲ原裁判所カ証拠ナキ被告人ニ対シ予審廷ニ於テ言渡タル刑法第百十七条ノ罪ヲ犯シタル者トシ軽罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ認可セシハ擅横越権ノ判決ナルニ因リ破毀ヲ求ムト謂ニ在リ茲ニ専任判事ノ報告書ニ依リ大審院検事ノ意見ヲ聴キ判決スルコト左ノ如シ

上告事件ヲ審案スルニ本件ノ起因ハ明治十五年八月七日夜福島町尾上座ニ於テ被告知荘カ演説中皇室ニ対シ不敬ノ言語ヲ発シタルノ事項ニシテ其演説ハ監臨警部ノ告発ニ拠リ臨席巡査ノ証言及ヒ被告人証人等ノ陳述ヲ参聴シ福島軽罪裁判所予審掛カ法律ニ従ヒ予審終結ノ言渡ヲ為シ原会議局ニ於テモ越権ノ処分ナキコトヲ認メ判決セシ者ナレハ上告ノ理由トスル越権ノ廉アルヲ観ス抑演壇ニ於テ弁説セシコトハ之カロニ発シ之ヲ耳ニ聴ク迄ニシテ他ニ証徴ノアルヘキ筈ナキハ勿論ニシテ若シ一方ハ演説セス一方ハ聴取セント云フノ場合ニ方リテハ必ス裁判官ハ治罪法第百四十六条末項ニ法トリ之ヲ心証ニ採リ判決ヲ下サヽル可ラス故ニ原裁判所カ有罪ト認メ判決セシハ相当ナリトス

右ノ理由ナルニ因リ治罪法第四百二十七条ニ従ヒ上告ヲ棄却スル者也

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

大審院ニ於テ検事加納久宜立会宣告ス

裁判長　判事　中島　錫胤
専任　判事　山根　秀介
判事　鳥居　断三
判事　黒岩　直方
判事　昌谷　千里
書記　沢野　潜蔵

明治十六年一月廿日

公判言渡書

福島県岩代国信夫郡福島町十五丁目四拾九番地寄留同県磐城国田村郡三春町字清水百弐拾三番地士族

被告人　岡野　知荘
二十二年九ヶ月

被告ニ対スル不敬事件検事納富利邦ノ公訴ニ因リ審問ヲ遂ケ判決スル左ノ如シ

被告知荘ハ皇室ニ対シ不敬ノ所為アラサル旨弁護スト雖モ明治十五年八月七日夜福島町十五丁目尾上座ニ於テ自ラ会主トナリ政談演説会ヲ催シ天下恐ルヘキハ我レ乎ト云フ演題ヲ掲ケ演ヘ出シ明治初年ニ在テ我聖明ナル天皇陛下ハ太政大臣ヲ四年毎ニ交換セラルヽトノ勅諭アリ然ルニ本年則チ明治十五年ニ至ルモ更ニ交換セラレサルハ蓋シ天皇陛下ノ御忘レ遊ハサレタルモノナラン依テ此岡野ハ聴衆諸君ト天皇陛下ニ御忠告申付ル（否間違）申上ル次第ナリ云々ト説キ及ホシタルハ則チ天皇陛下ニ対シ不敬ノ所為アル

モノトス

右ノ証憑ハ当時臨監警部杉村正謙同福富昌親ノ告発及ヒ証言巡査黒川脩同武田新助ノ証言其他被告ヨリ平島松尾ニ宛テタル書面等ニ据リ充分ナリトス

之レヲ法律ニ照スニ刑法第百十九条天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アルモノハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス同第百弐拾条此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ストアルニ照シ一年ノ重禁錮ニ処シ三十円ノ罰金ヲ附加シ十月ノ監視ニ付ス

明治十六年五月卅日　福島軽罪裁判所[註]

判事　長谷　文

書記　小沢新太郎

後註　判決文の通例としては、判決言渡の立会検察官の氏名が書かれているが、ここにはそれが洩れている。しかし、公訴を提起した検察官の氏名が書かれておれば、言渡の立会検察官の氏名は、かならずしも必要条件とはされていない（井上操、前掲日本治罪法講義・下巻・二二七頁）。

○熊谷成三事件

明治十五年九月二十四日、かつて水戸裁判所、大阪裁判所の判事補、茨城県警部などを歴任、その後、退官して水戸に居住していた熊谷成三が、友人宅の酒席で不敬の言を述べたとし、同席していた巡査から告発され、不敬罪に問われた事件である。

熊谷成三は山口県の人、彼がいつ司法部に入つたかは明らかでないが、明治九年末には、宇都宮区裁判所民事課に十一等出仕として在職している。[1]その後、判事補に転じて水戸裁判所、[2]大阪裁判所に[3]在勤、十三年頃、一時官を退いたようであるが、[4]さらに茨城県六等警部に就任、[5]十四年九月二十九日、依願退職、[6]翌年九月、水戸で行われた代言人試験をうけた。彼の舌禍事件は、この試験終了後の出来事である。

この事件は、熊谷が警察に逮捕された直後、いち早く茨城日日新聞がそれを報道したため、[7]九月二十九日、朝野新聞は、その記事を次のごとく転載している。

茨城日日新聞に、熊谷成三氏は去る二十六日の朝、天皇陛下に対し奉り不敬の所為ありとて、水戸警察署に拘引されたり。氏の人となり温厚篤実の性にして、是迄疎暴過激の行などなかりしに如何にして斯ることのありしや、詳細のことは後報次第重ねて之を掲載すべしと記せり。

その後ち約一ヵ月を経た十月二十八日・同新聞は、この事件の続報を、次のごとく掲げている。

水戸の熊谷成三氏が、天皇陛下に対し奉り不敬の所為ありとて、警察署に拘引されし事は、曩に掲げしが、猶委しく其起りを聞くに、九月廿四日、同氏は代言試験も済みたるを以て骨休めの為め、予て懇意なる水戸裏五軒町関氏の許に至り、一酌を催ほし居る処へ、茨城新聞社の久保田氏も来られ、三人にて夜の十一時過ぎ迄快飲し、酔も十分に廻りたれば、熊谷氏は同家を辞して桜

町なる中島貞介方へ往きたるに、静岡県士族相田樊次郎、茨城県巡査三浦強の二氏が同家に居合せ、四人にて又酒を酌み始め、四方八方の談話の末、相田氏は熊谷氏に向ひ、天皇陛下には御大病の由、各地へ電報ありしと噂あるが、貴殿は御聞及ひは御座らぬかと云ひけるに、同氏は大に驚き、胸を拍て歎息しつゝ其は大変なり。朝鮮事件も未だ局を結ばず、国家多事にして、我輩宜く心力を尽すべきの秋なるに、君の言をして全く真ならしめば、斯く地方に悠々として日月を消すべきに非ず、速に上京して御様子を伺ひ奉り、万一政府の擾乱する事もあらば、身を以て犠牲に供し、国家をして無事鎮静ならしめば、是程愉快なる事はあらずと物語りしなりと云ふが、如何なる間違なるか、三浦強氏の告発する所となり、同月廿六日の朝、巡査二名拘引状を携へ来り、天皇陛下に対し不敬の所為あり拘引すると云ひて引立てられ、一応取調の上、茨城監獄本署未決監へ移され、予審廷に於て数度尋問を受け、去る二十三日、予審終結になりしと云ふ。同氏は平生勤王論者にて、毎朝起き出るときは、先ず皇城に向て礼拝し、次に毛利（長州藩）家を拝するを常とする程の人物なるに、泥酔の上、如何なる言を発して斯くなりしと、同地より報知の儘。

当時、予審中の事件に関する新聞報道は、原則的に禁止されていたから、[8] 十月二十三日の予審終結を待つて、その詳報をのせたものと思われる。この記事は、九月二十四日夜の熊谷の行動とその人柄については克明に述べているが、三浦強により、不敬に渉るとして告発された彼の発言の内容については、ほとんどふれていない。

なお、十月二十八日・時事新報も、前掲朝野の記事をやゝ簡略にした報道を掲載したが、それには、「熊谷成三」[9] ではなく、「茨城県水戸なる法学館の館長熊谷平三氏」となっている。[10] 熊谷平三は、明治十年前後の数年間、水戸裁判所の十二等出仕、[11] 判事補に在職、熊谷成三とは同僚であつた。十三年頃、裁判所を退職、その後ち水戸で水戸新聞を発行、[12] 傍ら代言人を開業、[13] 明治十五年当時、自由民権運動の闘士としてはなばなしい活躍をしていた人である。姓名が余りにもよく似ているので、間違つたのであろう。十一月一日・時事新報は「去月二十八日の本紙雑報中熊谷平三と題せし一項は、此頃同地に於て代言試験を受けし熊谷成三のことにて、法学館長熊谷平三とせしは誤り」と、記事の訂正を行つている。[14]

それはともかく、熊谷に対する予審の終結は、前掲新聞記事の報道に間違いなければ、十月二十三日であつたが、水戸軽罪裁判所の判決言渡は、翌十六年五月三十一日であつた（後掲大審院判決書参照）。その間、約七ヵ月を経過している。[15] もつとも「弁論終結後　四十余日間ヲ経過シテ刑ノ言渡ヲ為シタ」（後掲大審院判決書参照）ことが上告理由の一つになっているが、それからみると、対審公判は同年四月中旬に行われたことになる。それにしても、予審終了後、ひきつづいて公判が開かれるのが通例であるから、この六ヵ月間は余りにもながすぎる。あるいは、予審決定に対して故障申立を行い、それがために公判の開始が遅れたのかも知れないが、[16] いま、その間の事情を確めえないのは残念である。

水戸軽罪裁判所の判決を報道した新聞記事は、私の知る限りにお

いてみあたらないし、また、戦災のため現在の水戸地方検察庁には当時の判決正本を保管していないので、担当裁判長並に立会検察官の氏名もわからず、[17] さらに、熊谷のどのような言辞が不敬罪に問われたかはわからない。ただ確実に判明しているのは、第一審判決の量刑が、重禁錮一年罰金五十円監視一年であつたことだけである（後掲大審院判決書参照）。

しかし、先きに引用した十五年十月二十八日・朝野新聞の記事に、天皇「御大病」と聞いた熊谷が「万一政府の擾乱する事もあらば身を以て犠牲に供し国家をして無事鎮静なさしめば是程愉快なる事はあらず」と語つたとあることと、後掲大審院判決書に「証人三名中二名被告の拍手愉快等ノ語ナシト証言」（本誌六四頁参照）とあることとを結び付け、強いて推測をめぐらせば、同席した三名中、三浦巡査だけが、天皇の「御大病」に対して、熊谷は「拍手」「愉快」と述べたとし、それを「不敬ノ所為」として告発したものと考えることもできる。前掲朝野新聞の語調からみれば、熊谷が「愉快」といつたとしても、それは国家のため「身を以て犠牲」になることについて述べたようであるが、中島巡査はそのようにはうけとらず、[18] 天皇の「御大病」を「愉快」と評したと証言したのであろう。

熊谷は、この第一審判決を不服として上告した。その主たる理由は、要するに第一審判決は、唯一人の証言によつて事実を決定しているが、実際には不敬の言辞は全くなかつたというのである。おそらく熊谷は、上告趣意書において、中島巡査の証言は、全くの曲解かもしくはいいがかりであることを「反覆弁明」したものと思われる。また、刑の言渡が「事実及ヒ法律ニ依り其理由ヲ明示セス」[19]（後掲大審院判決書参照）とし、それも上告理由の一つになつているが、その点は、第一審判決書をみることができないので、何とも批評できない。

同年十月十六日、大審院はその上告を棄却した。「証憑ヲ採択取捨シ罪ノ有無ヲ決スルハ専ラ裁判官ノ判定ニ任従」すべきであり「其当否ヲ論難スル」ことは「上告ノ原由ト為スコトヲ得ス」また原審は「有罪ナリト認定シタル事実ヲ掲載シ其所為ニ対シ適用スヘキ刑法ノ正条ヲ明示シ」「相当ノ刑ヲ言渡タルモノナルハ毫モ瑕瑾アルヲ見ス」というのが、主たる棄却理由である（後掲大審院判決書参照）。

かくして熊谷の刑は確定し、水戸監獄本署に収容されたが、[20] その後の彼の動静について、私は全く知るところがない。大方の御教示を乞う次第である。

（1）明治九年十二月「茨城県、水戸裁判所官員録」・二四枚表。
（2）明治十年九月「官員名鑑」・一三五枚裏。同十一年六月「官員録」・一四一枚裏。
（3）明治十二年一月「官員録」・一四〇枚裏。
（4）明治十三年六月「官員録」・司法省の部および茨城県の部（一五一枚表以下、二〇七枚表以下）に、熊谷の名はみあたらない。
（5）明治十四年五月「官員録」・二二六枚裏。同年八月「官員録」・二二八枚表。
（6）明治十四年十月四日・茨城日日新聞、同年十月五日・水戸新聞。
（7）この記事は、茨城日日新聞の明治十五年九月二十七日か二十八日に

掲載されたものと推定されるが、それらの新聞は、私の知る限りにおいて、現在どこにも所蔵されていないので、いまそれを確めえない。

(8) 新聞紙条例第一五条による。本稿・門田平三事件の註36・本誌第四四巻一〇号・七六頁参照。

(9) この時事新報の記事と、ほとんど同じ内容のものが、同年十一月二日・大阪朝日新聞にも載っている。朝日は時事の記事によったものと思われる。

(10) 明治九年十二月・前掲水戸裁判所官員録・二〇枚裏。

(11) 明治十年九月「官員名鑑」・一三五枚裏、同十二年一月「官員録」・一四五枚表。

(12) 水戸新聞第一号は、明治十四年八月十五日の発行である。

(13) 明治十五年二月十二日、水戸新聞所載の広告。なお、熊谷平三は京都鳩居堂八代直行の弟である。

(14) 予審判事の氏名は明らかでない。

(15) その間、熊谷は保釈になっていたかどうか、いまそれを確めえない。

(16) 予審決定言渡に対する故障申立については、本稿・門田平三事件の註47・52・53・本誌第四四巻一〇号、七七頁参照。熊谷が水戸軽罪裁判所会議局に故障申立をしたとしても、通常、会議局判決は半月前後の期間を経て下されるから、彼はなおそれを不服として大審院へ上告、その棄却判決により漸く予審言渡が確定、公判が開かれたのかも知れない。とすれば、予審決定言渡から公判開始まで六ヵ月を経たとしても、決してながすぎない。また、本文で述べたごとく、対審終了後、判決言渡までに四十余日を経ているが、これも通例よりながすぎる。水戸軽罪裁判所の請訓（本稿・鶴見由次郎、後藤勉事件、本誌第四五巻一号・九八頁参照）に対する司法省の指令が、なんらかの理由でおくれたことも考えられる。

(17) 明治十六年六月「官員録」によると、当時の水戸始審裁判所には、所長判事寛元忠、判事大久保義制、判事補に額田鐸、松大路哲三郎、片山知、吉成慎之允、川上三郎、畔田定芳、児島正高、検事高沢重道、検事補に若井平世、立花敏が在職している（一九〇枚表）。この中に、裁判長並に立会検察官がいる筈である。

(18) 本文で述べたごとく、熊谷はかつて茨城県警部であったが、当時、何か中島巡査の恨みを買うようなことがあったのかどうか、いまそれは知るに由ない。

(19) 治罪法第三〇四条により、判決にはかならず具体的事実を明示することが必要とされている。本稿・大槻貞二事件・本誌第四四巻九号・七六頁以下参照。

(20) 水戸監獄の後身の現在の水戸少年刑務所保管「既決囚名籍便覧」には「熊谷成三　宣告明治十六年五月三十一日　重禁錮一年監視一年罰金五十円　郷貫水戸上市仲町」の記事がある由（水戸少年刑務所長野中頼一氏の御教示による。その学恩を謝す）、正確な日附はわからないが、水戸監獄本署に収容されたことは確認できる。

前註

(1) 本文で述べたごとく、水戸軽罪裁判所の第一審判決書は不明である。

(2) 大審院判決書は、最高裁判所保管の判決正本による。なお、この判決は「大審刑事判決録・明治十六年九月――十月」・三八三頁以下にも収録されているが、判検事名その他若干の省略がある。

宣告書

茨城県常陸国東茨城郡水戸上市仲町寄留山口県平民
熊谷　成三
明治十六年五月
四十二年三月

明治十六年五月三十一日水戸軽罪裁判所ニ於テ右熊谷成三カ被告事件ヲ審判シ刑法第百十七条第百二十条ニ依リ重禁錮一年罰金五十円監視一年ノ刑ヲ言渡シタル裁判ニ対シ被告人成三上告ヲ為シタリ其要旨ハ被告人ニ於テ原裁判官カ判定シタル如キ不敬ノ所為アルニ非ス又証人三名中二名ハ被告人カ拍手愉快等ノ語ナシト証言シ被告人弁護人ハ其事実ナキコトヲ反覆弁明シタリ然ルニ裁判官ハ証人三名カ陳述ノ矛盾ヲ取捨シ及ヒ被告人カ弁明ノ当否ヲ判定スルノ理由ヲ明示セス漫ニ刑ノ言渡ヲ為シタルハ不当ナリ要スルニ原裁判ノ法律ニ違背スルハ第一治罪法第百四十六条ニ違ヒ被告事件ノ模様ニ因リ有罪ナルノ推測ヲ定メタル事第二刑法第七十七条ニ違ヒ罪ヲ犯ス意ナキノ所為ニ対シ其罪ヲ論セシ事第三治罪法第三百五十八条ニ違ヒ証拠充分ナラサル事件ナルニ無罪ノ言渡ヲ為サヽル事第四治罪法第三百十四条ニ違ヒ弁論ヲ終リタル後即時又ハ次日ニ裁判言渡ヲ為サス弁論終結後故ナク四十余日間経過シテ刑ノ言渡ヲ為シタル事第五治罪法第三百四条ニ違ヒ刑ノ言渡ヲ為スニ事実及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示セス又其証憑ヲ明示セサル事以上ノ事項ハ治罪法第四百十条第九第十第十一ニ該当スルモノト信認スルニ因リ上告シテ原裁判ノ破毀ヲ請求スト云フニ在リ大審院ニ於テ専任判事ノ報告ニ依リ臨席検事ノ意見ヲ聴キ之レヲ判決スルコト左ノ如シ

上告第一ノ旨趣ヲ審按スルニ治罪法第百四十六条ニ法律ニ於テハ被告事件ノ模様ニ因リ有罪ナルノ推測ヲ定ムルコトナシ被告人の白状官吏ノ検証調書証拠物件証人ノ陳述鑑定人ノ申立其他諸般ノ徴憑ハ裁判官ノ判定ニ任ストアル被告事件ニ付法律ニ於テ有罪又ハ無罪ナルノ推測ヲ定ムルコトナク特ニ裁判官ノ心証判断ニ任ストノ原則ヲ示シタルモノニシテ証憑ヲ採択取捨シ罪ノ有無ヲ決スルハ専ラ裁判官ノ判定ニ任従スルヲ以テ被告事件ノ模様ニ因リ裁判官カ其有罪ナルノ推測ヲ定ムルハ固ヨリ法律ノ明許スル所ナリ然ルニ之ヲ以テ不法ト為スハ法律ノ明文ヲ誤解スルニ出タルモノニシテ採用スルニ由ナシ其第二第三ノ旨趣ハ被告人ハ罪ヲ犯スノ意ナシ又犯罪ノ証憑充分ナラスト陣述シ不服ヲ訴フルモノニシテ即チ法律ニ於テ裁判官ニ任従シタル事実ノ判定上ニ対シ徒ニ其当否ヲ論難スルニ過キサレハ之レヲ以テ上告ノ原由ト為スコトヲ得ス上告第四ニハ弁論終結ノ後直チニ裁判言渡ヲ為サヽルヲ不法ナリト陳弁スルモ治罪法第三百十四条ニ即時又ハ次日ニ言渡ヲ為スヘシトアリテ其次日トハ翌日ト云フノ意義ニアラスシテ裁判官カ考按スヘキ余地ヲ与ヘタルモノナレハ言渡ヲ延期シタルヲ以テ上告ノ原由ト為スコトヲ得ス其第五ニハ治罪法第三百四条ニ違背セリト論告スルモ事実及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示スルトハ有罪ナリト認メタルノ事実ト之ニ適当スル法律ノ正条トヲ明示スヘシト

ノ律意ニシテ裁判官ノ感覚ニ随ヒ各証人ノ陳述ヲ取捨シ被告人カ弁護ノ当否ヲ判定スル如キハ固ヨリ其理由ヲ明示スヘキモノニ非ス原裁判言渡ヲ検閲スルニ被告人ノ所為ヲ有罪ナリト認定シタル事実ヲ掲載シ其所為ニ対シ適用スヘキ刑法ノ正条ヲ明示シ且心証ヲ資ル所ノ一切ノ証憑ヲ列挙シ以テ相当ノ刑ヲ言渡タルモノナレハ毫モ其瑕瑾アルヲ見ス之ヲ要スルニ原裁判ハ法律ニ違背セリト認ムヘキノ点ナキモノニシテ上告人ニ於テ治罪法第四百十条第九第十第十一ノ場合ニ該当スル不法ノ裁判ナリト論告スル旨趣ハ総テ相立サルモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ治罪法第四百二十七条ノ成規ニ従ヒ本件上告ヲ棄却スルモノナリ

大審院ニ於テ検事池上三郎立会宣告ス

裁判長　判事　西岡　逾明
専任　判事　昌谷　千里
判事　大塚　正男
判事　山根　秀介
判事　高木　勤
書記　山県　武男

明治十六年十月十六日

○古林繁越事件

明治十六年六月十四日（あるいは十五日）、埼玉県浦和において、和歌山県人古林繁越が「大写画」の上演を兼ねた政談演説会で、「文明開化の誤解」と題する演説を行い、その内容が不敬罪に問われた事件である。

「大写画」あるいは「大写真」というのは、幻燈のことと思われる。明治六年、文部省は手島精一がアメリカから持ち帰った幻燈に着目し、写真業者の鶴淵初蔵、中島真乭に命じて幻燈器械を模造させ、全国師範学校の教材用に貸出す事業を行っていたが、民間では余り普及せず、明治十一年頃、都蝶という興行師が横浜の外人から購入した器械を持て、東京府下を巡業、また、十六年には、文部省の幻燈製作中止を惜んだ鶴淵は、教育幻燈会を各所で開いたといわれる。(1)その頃、古林もアメリカから持ち帰った幻燈を、政談演説あるいは学術講演と結びつけ、関東地方各所を巡業していたようである。十六年五月六日・朝野新聞は、次のように報じている。

曩に明治会堂にて、米国直伝の大写真を興業し、府下にて名を知られたる和歌山県人古林繁越氏は、去月廿八日の夜、群馬県山田郡桐生新町の定席山田亭に於て、米国写影図解並学術講演会を催したるに、看客聴衆凡そ二百名もあり、先ず前席に於て、米国写真を以て彼地の概況を示し、夫より学術演説に移り、合衆国の成立を説き、自由の有様を論じ、尋いで各国より合衆国へ移住の説話に及び、遂に同国の或る一家にて使役する者共を圧制する風ありて、番頭は手代を圧し、手代は又丁稚を圧し、竈婦の人に圧せらるるのみにて、己れの圧する者なきより沢庵漬の押を圧し、遂に漬物桶を破裂せしめ、一家の損害を為せしことを、比喩に取り、圧制の害を痛論せしに、拍手喝采の声、場に溢れ、演者も一時は演説を止むる程なりし。次に米国婚礼の景況といふ題にて、

本題に入る前、該国の海軍の兵士某が仏国に留学の際、放蕩無頼を極め、終に本国へ還送せらる。其浪費若干なり。畢竟是等の金額は、何れより支弁し得べきや、仮令米国政府より出づるにせよ、到底吾人の粒々辛苦したる膏血より成る租税の一分子ならん。然るを此等の人物に斯く海外迄も持行て遊蕩の為に消費せらるゝは、真に歎ずべき事ならずやと説き、(2)正に本題に入らんとする時、臨検の警吏は突然起立して、政談に渉るに付中止すとの厳命有り、(4)依て弁士より其旨を聴衆に告げ、解散を請ひしは、後十一時比なりといふ。

古林の催した幻燈、演説会の一般的状況は、この記事によつて推測できるであろう。

その後、古林がどこを巡回したかは明らかでないが、翌々六月、巡業先の浦和において舌禍事件をおこしたのである。七月三十日・時事新報は、それを次のように報じている。

古林繁越、同人は紀州和歌山の生れにて、曾て久しく米国に遊学し、帰朝の後、東京其他所々にて、大写画を兼ね政談演説を為し居りしが、去月十四五日の両日は、埼玉県浦和宿に於て、文明の弊害と云ふ問題を以て演説をなせしに、忽ち治安に妨害ありとて、臨検の警部より中止解散を命ぜられ、其後、同所始審裁判所へ回され、判事川目享一氏の懸りにて審問の末、去十六日、天皇陛下に対して不敬の罪に当てられ、重禁錮四年六ヶ月罰金百七十五円監視二年と宣告されたりしが、同人は不服の旨を以て上告したりと云ふ。

この記事は簡単であるため、事件のあつたのは十四日、十五日のいずれであつたのかはつきりせず、さらに不敬罪に該るとされた演説の内容もわからない。なお、判決の日を七月「十六日」としているのは誤りで、それは十四日であつた（後掲大審院判決書参照）。また、古林の演題「文明の弊害」も、後掲大審院判決書では「文明開化ノ誤解」となつている。ここでは、判決書の記述を一応正しいものと考えたい。

現在、浦和地方検察庁には、古林事件の判決正本は保管されていない。明治二十四年十一月二十八日、浦和地方裁判所は火災のため全焼したから、(5)その際、判決正本が焼失したものと思われる。まか、当時の新聞で、古林事件第一審判決書を掲載、報道したものは、私の知る限りではみあたらない。したがつて、明治十六年七月十四日、浦和軽罪裁判所の判決については、担当裁判長が判事川目享一（前掲七月三十日・時事新報参照）、立会検察官が検事補中谷倉太郎で、古林の演説に不敬罪を適用、重禁錮四年六月罰金百七十円監視二年を言渡したことはわかるが、(6)（後掲大審院判決書参照）、その判決書の中におそらく明記されていたと思われる具体的犯罪事実の内容は、全くわからない。また、予審が行われたかどうかも不明である。この判決において、とくにめだつ点は、その量刑が刑法第一一七条所定の最重刑に近いことである。それは、犯人が一時逃亡して判決がおくれるという犯人に取つて不利益な要素を伴つた後藤勉の場合をのぞいては、(7)他に類例のない重刑であつた。

前掲時事新報の記事にも述べているごとく、古林は第一審判決を

不服として上告した。その上告理由は「上告人カ演説為シタルコトハアレトモ、其論旨ノ至尊ニ対シ毫モ不敬ニ渉ルコトナシ。然ルニ原裁判所ハ某警部ノ不正ニ捏造セシ演説筆記等ニ輙ク心証ヲ資リ、以テ上告人カ其罪ヲ犯シタリト断定セシハ、甘受シ難キノミナラス、仮リニ其筆記ヲ真正トシ、果シテ原判文ノ如キ事実アリシモノトスニモ、何ソ之ヲ以テ至尊ニ対スル不敬ノ所為ト云フヲ得ヘケンヤ。倘夫レ果シテ其言辞ノ罪辟ニ触ルヽモノト認定セハ、其理由ヲ付セサルヘカラサルニ、漫然刑ヲ適用セシハ、蓋シ不法ノ処分ナリ。況ンヤ其事実ナキニ於テオヤ」（句読点手塚）（後掲大審院判決書参照）というのである。

前にも述べたごとく、第一審判決書をみることができないので、不敬に渉るとされた事実を知ることは不可能である。後掲大審院判決書の中に「言ヲ偶像ニ托シテ至尊ニ比シ、語ヲ大社ニ仮リテ皇居ノ経営ニ擬シ、以テ不敬ノ妄説ヲ為シタリ云々」（句読点手塚）と、第一審判決書の中に書かれていた犯罪事実の一部を引いているが、これだけでは、到底、その全貌の輪郭すらも把むことはできない。

被告と検察官の法廷における論戦を記録した公判始末書の残存を期待することは無理としても、せめて第一審判決書が残っておれば、古林の主張する「某警部ノ不正」の「捏造」論の当否を判断する手がかりは得られるであろうに、寔に残念である。

次に、古林の主張するごとく、第一審判決書が、犯罪事実に対する法律の適用に「其理由ヲ付セ」ず「漫然刑ヲ適用」していたかどうかの点についても、大審院は「其理由ヲ附シタルヤ明瞭タリ」と述べてはいるが（後掲大審院判決書参照）、第一審判決書をみることのできない現在、両者の主張の当否を批判することは、これまた残念ながら不可能である。

明治十六年十月九日、大審院は古林の上告を棄却した。古林の上告理由の内、事実のデッチあげ論に関する限り、事実問題は上告理由とはならないから、[8] 大審院の棄却も蓋し止むをえなかったであろう。

古林繁越の経歴について、私はほとんど知るところがない。大方の御教示を乞う次第である。

（1）石井研堂「増訂明治事物起原」・昭和十一年・二四七頁――二四八頁。

（2）当時、フランス留学中の歩兵少尉小倉準が、賭博にふけり官費を浪費したため、陸軍省は帰朝命令を発し、東京鎮台の軍法会議に附して軽禁錮五カ月剝官の処分をした事件があり、新聞紙上でさわがれたことがある（例えば明治十六年一月九日、東京日日新聞、同年一月十三日・新潟新聞）。古林は、この事件をアメリカ水兵の話にすりかえ、暗に日本政府の責任を追求したのかも知れない。

（3）集会条例第一六条により、学術講演会にも、警察官は監臨することができた。本稿・田中才次郎事件の註4、本誌第四四巻一二号・五四頁参照。

（4）学術講演会で政治に関する事項を論議することは、集会条例第一六条および第一〇条違反であった。本稿・前掲田中事件の註5・本誌前掲号・五四頁参照。

（5）浦和地方検察庁事務局長外崎正氏の御教示による。

(6) 集会条例第一六条および第一〇条違反（註4・参照）に問われていない点は、注意すべきである。これは、浦和の幻燈会は、本文で述べた桐生の場合とは異なり、最初から政談演説会として届出、認可をうけていたことを示すものだからである。

(7) 本稿・鶴見由次郎、後藤勉事件・本誌第四五巻一号一〇〇頁参照。

(8) 本稿・坂崎斌事件の註15・本誌第四四巻八号・八四頁参照。

前註

(1) すでに本文で述べたごとく、浦和軽罪裁判所の判決書は不明である。

(2) 大審院判決書は、最高裁判所保管の判決正本による。この判決書は、「大審院刑事判決録・新刑法の部・明治十六年九月――十月」・三二六頁以下にも収録されているが、それには判検事の氏名のほか、若干の省略個所がある。

宣　告

和歌山県紀伊国名草郡和歌山久保町一丁目第十八番地
平民当時東京府牛込区東榎町第四番地寄留落語家業
古林　繁越
明治十六年七月
三十歳三ヶ月

皇室ニ対シ不敬ノ所為ヲナセシ被告事件ニ付明治十六年七月十四日浦和軽罪裁判所ニ於テ刑法第百十七条一項及ヒ第百二十条ニ依リ重禁錮四年六月ニ処シ罰金百七十円ヲ附加シ監視二年ニ付ストヽ言渡シタル裁判ニ服セス上告セリ其要領ハ曾テ文明開化ノ誤解ト

題シ上告人カ演説為シタルコトハアレトモ其論旨ノ至尊ニ対シ毫モ不敬ニ渉ルコトナシ然ルニ原裁判所ハ某警部ノ不正ニ捏造セシ演説筆記ニ輙ク心証ヲ資リ以テ上告人カ其罪を犯シタリト断定セシハ甘受シ難キノミナラス仮リニ其筆記ヲ真正トシ果シテ原判文ノ如キ事実アリシモノトスルモ何ン之ヲ以テ至尊ニ対スル不敬ノ所為ト云フヲ得ヘケンヤ倘夫レ果シテ其言辞ノ罪辟ニ触ルヽモノト認定セハ其理由ヲ付セサルヘカラサルニ漫然刑ヲ適用セシハ蓋シ不法ノ処分ナリ況ンヤ其事実ナキニ於テオヤ因テ直チニ上告人ヲ無罪放免ノ判決アランコトヲ冀望スト仍ホ追申書ヲ以テ其趣意ヲ拡張セリ

対手人検事補中谷倉太郎其演説筆記ノ不正ナラサルト原裁判ノ適当ナルトヲ詳弁シ以テ上告ノ原由ナキ旨答弁セリ大審院ニ於テ専任判事ノ報告ニ因リ立会検事ノ意見ヲ聴キ判決スル左ノ如シ

上告ノ原由トスル処数箇ニ分ルト難モ之ヲ要スルニ原裁判所ノ事実認定ニ対シ不服ヲ訴フルニ過キス即チ治罪法第百四十六条ニ違背シ漫ニ裁判官ノ職権内ニ侵入シ輙ク之ヲ左右セントスルモノニシテ到底破毀ノ原由ナキハ論ヲ俟サルナリ但該論点中原裁判ハ事実ノ理由ヲ附セスト主張スルモ原判文ニ「言ヲ偶像ニ托シテ至尊ニ比シ語ヲ大社ニ仮リテ皇居ノ経営ニ擬シ以テ不敬ノ妄説ヲ為シタリ云々」ト記載シアリテ其理由ヲ附シタルヤ明瞭タリ是亦破毀ノ原由ト為ス可カラサルモノナレハ上告ノ趣旨総テ相互タス右ノ理由ナルニ因リ治罪法第四百二十七条ニ従ヒ本案上告ハ之ヲ棄却スルモノ也

大審院ニ於テ検事林三介立会宣告ス

裁判長　判事　鳥居　断三
専任　判事　園田　弘
判事　伴　正臣
判事　薄井　竜之
判事　小村寿太郎
書記　宮部　時雍

明治十六年十月九日